

# 在宅医療廃棄物の出し方について

「在宅医療廃棄物」とは

- ①『医師や看護師等が、訪問して行う訪問診療または訪問介護等により発生した医療廃棄物』や
- ②『医師等の訪問を伴わず、医師の指導管理に基づき患者等が、自ら医療行為を行う在宅医療により発生した医療廃棄物』です。

## 燃えるごみの収集日へ

○ 鋭利ではないもの（注射筒・カテーテル類・バッグ類・ガーゼ類）

注入器及びカートリッジ

バッグ類

カテーテル類

ガーゼ類



注：血液や体液が付着している場合は、一度紙などで包むか、小さなポリ袋に入れて縛った後、燃えるごみの指定袋に入れて集積所に出してください。また、バッグ内に残っている液は必ず液を捨てて空にして出してください。

○ 鋭利ではあるが安全な仕組みをもつもの



※容器に入れる

※密閉する

注：破損防止のため、プラスチック容器等に入れた後、燃えるごみの指定袋に入れて集積所に出してください。

## 資源物（飲料用缶）の収集日へ

○ 経腸栄養剤などの缶



すすいでから  
出してください。

## 金属類の収集日へ

○ 気管支拡張剤（使い切って）



使い切ってから  
出してください。

## 環境センターで受入できないもの

○ 鋭利なもの（点滴針・注射針・翼状針）

感染性廃棄物と同等の扱い

感染性廃棄物

エアークン※

針※

チューブ類

針※

※針は感染性廃棄物と同等の取扱とする。

点滴針

点滴針

翼状針

注射針・針の付いた注射器



注：感染性の恐れのあるものは環境センターでは受入できません。かかりつけの医療機関・薬局等に返却して下さい。

出し方が分からない場合は、医療機関又は環境センターにお問い合わせ下さい。

- 問い合わせ先 ● 蓮田白岡環境センター 廃棄物対策課
- TEL：(蓮田) 048-766-3738 (白岡) 0480-92-8839
- FAX：048-766-0659